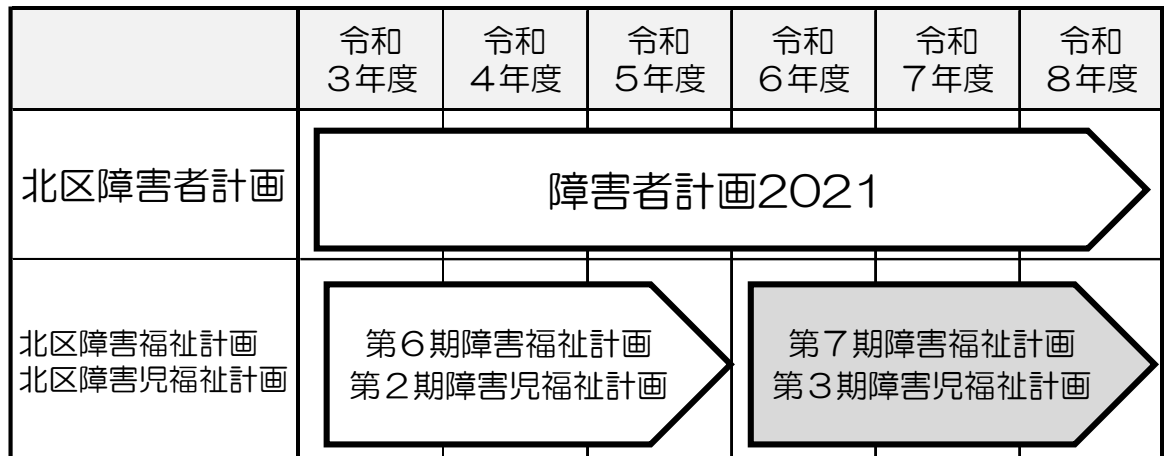


## 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の策定について

### 1 要 旨

第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画は、障害者・障害児の地域生活に必要なサービス量の見込み（数値目標）及びその確保策を定める3年間の計画であり、その計画期間も令和5年度までとなっている。

この度、計画期間が終了することに伴い、第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の策定を行う。



### 2 計画の策定体制

|       |                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 計画の名称 | 第7期北区障害福祉計画・<br>第3期北区障害児福祉計画                                                |
| 計画期間  | 令和6年度～令和8年度                                                                 |
| 検討組織  | ①北区自立支援協議会及び各専門部会<br>（全体会3回、専門部会適宜開催）<br>②北区障害者計画等検討委員会（庁内組織）<br>（2～3回程度開催） |

### 3 経過と今後の予定

- 令和5年 7月 各検討組織において、計画案の検討開始
- 11月 健康福祉委員会で報告
- 12月 計画「中間のまとめ」パブリックコメントの実施  
（12月1日～令和6年1月5日）
- 令和6年 3月 健康福祉委員会で報告、意見聴取  
第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の策定